

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した、各児童福祉司指導措置決定処分に係る各審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第 1 審査会の結論

本件各審査請求は、いずれも棄却すべきである。

第 2 審査請求の趣旨

本件各審査請求の趣旨は、東京都〇〇児童相談所長（以下「処分庁」という。）が、令和 3 年 1 1 月 1 7 日付けで、児童福祉法（以下「法」という。）27 条 1 項 2 号の規定に基づき、同日を指導の開始時期として行った、請求人及び〇〇さん（以下「父」といい、請求人と併せて「請求人ら」という。）を名宛人とする、請求人らの子である〇〇さん（以下「本児」という。）に対する児童福祉司指導措置決定処分（以下「本件処分 1」という。）及び請求人らに対する児童福祉司指導措置決定処分（以下「本件処分 2」といい、本件処分 1 と併せて「本件各処分」という。また、本件各処分に係る各通知書を以下「本件各処分通知書」という。）について、それぞれの取消しを求めるものである。

第 3 請求人の主張の要旨

請求人は、以下のことから、本件各処分はいずれも違法、不当であって取り消されるべきであると主張している。

本件各処分通知書はどちらも措置理由を述べていないため不当である。理由不明なまま一方的に送られてきた。

現在、今回の措置に当たる本児と別に兄が〇〇児相経由で施設に入所している（2020 夏頃より）が、未だ入所施設を知らされておらず面会すらしてもらえていない。兄は障害者でいくつかの

病院に通っていたが、入所後、担当福祉司が疎かにしており保護者が強く言ってようやく1か所連れて行ったとの報告があり、その後不明。保護者と担当福祉司の面談の際、子どもの話はこちらから聞かないと何も話してもらえていない。話が進まず月日が経っており、昨年6月頃、本児に会わせてほしいと言われた。兄の話が進まない中、急に兄弟の面会を要求され、理由を尋ねたところ、兄弟が施設に入所しているからだと言われた。保護者としては兄の面会他、事が進むと期待と希望を持ち、本児は関係ないが担当福祉司の言われたよう数回面会を行った。すると本件各処分通知書が届いた。理由不明である。今回、本児に対しての措置決定に不服があるが、何らかの理由があって本児の面会をしたかったとはいえ、兄のために全面的に児童相談所に協力していることにつけ込み、兄のためだと騙すことは断じて許容できない。担当福祉司の言動に不審なことが多々あったが、本人が信頼関係を築いていきたいと言っていたので同調してきた。今回に限らず現在まで理由を説明せず事を進めることが多い。兄が障害者であることも含め信頼性があり子どもと保護者家族に寄り添える福祉司に交代することを強く希望している。

第4 審理員意見書の結論

本件各審査請求はいずれも理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用し、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審議経過
令和5年5月9日	諮問
令和5年6月20日	審議（第79回第3部会）
令和5年7月19日	審議（第80回第3部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 児童福祉法について

ア 法2条2項は、児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負うとし、同条3項は、国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負うとする。

イ 法26条1項は、児童相談所長が、法25条1項による通告を受けた児童、相談に応じた児童等又はその保護者等について必要があると認めるときは、同項各号のいずれかの措置を採らなければならないものとし、同項1号に「次条の措置を要すると認める者は、これを都道府県知事に報告すること。」を掲げている。

これを受けて、法27条1項は、上記報告のあった児童について、都道府県は「次の各号のいずれかの措置を採らなければならない」とし、児童又はその保護者を児童福祉司等に指導させることを同項2号に掲げている。

ウ 「児童相談所運営指針」（平成2年3月5日付児発第133号厚生省児童家庭局長通知。以下「運営指針」という。）第4章・第2節・2は、法27条1項2号の措置による指導について、「(1)児童福祉司指導 ア 児童福祉司指導は、複雑困難な家庭環境に起因する問題を有する子ども等、援助に専門的な知識、技術を要する事例に対し子どもや保護者等の家庭を訪問し、あるいは必要に応じ通所させる等の方法により、継続的に行う。なお、保護者の不適切な養育の自覚の有無に関わらず、保護者の改善に向けた姿勢があいまいであったり、改善に向けた働きかけを行う上でも、法的枠組みを示すことが効果的であると考えられる場合などにおいては、積極的に児童福祉司指導を行うこと。イ 担当者は児童福祉司が中心となるが、必要に応じ他の職員も参加する等柔軟な対応をとる。ウ 児童福祉司指導を行う場合には、市町村、福祉事務所、児童委員その他関係機関

との連携を十分に図る。場合によっては児童委員指導等と併せて行うことも考慮する。エ 児童福祉司指導の場合には、指導を担当する児童福祉司の氏名等及びその指導に付する旨を子どもや保護者等に通知する。オ（略）」としている。

(2) 児童虐待防止法について

ア 児童虐待の防止等に関する法律（以下「児童虐待防止法」という。）2条は、「児童虐待」とは、保護者がその監護する児童について行う次に掲げる行為をいうと規定し、「児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。」（同条1号）、「児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（かっこ内略）その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。」（同条4号）等の行為を掲げ、何人も児童に対し、虐待をしてはならないと定めている（3条）。

また、児童虐待を行った保護者について法27条1項2号の措置が採られた場合においては、当該保護者は、同号の措置を受けなければならないとされている（11条3項）。

イ 「子ども虐待対応の手引き（平成25年8月改正版）」（平成25年8月23日付雇児総発0823第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知の別紙。以下「虐待対応の手引」という。）第1章・1・(2)によれば、児童虐待防止法2条1号の行為は「身体的虐待」と、同条4号の行為は「心理的虐待」と定義され、「ことばによる脅かし、脅迫など。」、「子供のきょうだいに、一～四の行為（注：身体的虐待、性的虐待、ネグレクト及び心理的虐待のこと）を行う。」などがこれらに該当するとしている。

虐待対応の手引第3章・1・(2)・①なお書きによれば、虐待が必ず「通告」という形で入ってくるとは限らず、一般的な「相談」の中から発見されることがあるとし、子どもの行動や性格、育児などの相談などの場合でも、虐待が潜在している可能性に留意しなければならないとしている。また、通告された子ども以外のきょうだいへの虐待が潜んでいる場合も

あるので、通告・相談を受けた機関の側が虐待に対する正しい理解をし、虐待を見逃さないための注意を払い、組織的に判断することが大切であるとしている。

虐待対応の手引第9章・1・(2)・②によれば、児童相談所が行う在宅援助において、児童相談所が行動の枠組みを示す必要がある事例については、児童福祉司指導措置をとることとした上で、同アにおいて、「児童福祉司指導は、『複雑困難な家庭環境に起因する問題を有する子ども等、援助に専門的な知識、技術を要する事例に対して、子どもや保護者等の家庭を訪問し、あるいは必要に応じ通所させる等の方法により、継続的に行う』事例に行われる指導措置になるため、問題の慢性化・複合化する事例などの問題解決のために、関係機関との役割分担のもとに専門的な知識と技術を要する在宅指導にとられる。児童福祉司指導は通所指導や訪問指導によって行い、保護者の主体性を尊重するだけでは子どもの福祉が図れず行動の枠組みを示す必要のある事例に実施する。（中略）保護者に不適切な養育の自覚はあるものの、保護者の改善に向けた姿勢があいまいであったり、法的枠組みを示すことが効果的であると考えられる様な場合には、積極的に児童福祉司指導等の指導措置をとる。」とされている。

虐待対応の手引き第13章・1・(3)によれば、虐待による一時保護や施設入所等で親子分離した場合で、家庭にきょうだいが残っている場合には、きょうだいへの虐待が新たに発生する可能性があることに留意し、定期的な安全確認とアセスメントを行い、家庭に残ったきょうだいに虐待が行われないための指導措置を講じる必要があるとされている。

- (3) なお、運営指針及び虐待対応の手引は、いずれも地方自治法245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言（いわゆるガイドライン）に当たるものであり、東京都における適正な児童家庭相談援助活動を実施するための指針である。

2 本件についての検討

これを本件についてみると、処分庁は、令和2年8月11日、担

当職員と請求人とで面接を実施した際に、請求人から、本児らに対し、手をあげている旨の話があったことを契機として、保護者等との面接による情報収集等を開始していることが認められる。

また、処分庁は、令和2年8月18日、請求人が〇〇児相に兄を置き去りにして所在不明となったため、法33条に基づき兄を一時保護したこと、同年10月19日、請求人が父から家を締め出された旨を聴取したことが認められる。

そして、処分庁は、令和3年2月1日、兄に対して児童福祉施設への入所措置を行うとともに、請求人に対し、定期的に家庭環境の確認をするとともに、兄の健やかな成長に必要な保護者としての関わりについて支援・指導するため児童福祉司指導を行っており（別件処分）、以降、担当職員は、請求人との電話対応や面接を繰り返し行い、本児の家庭での状況を聴き取っていること、本件各処分についての説明を繰り返し行っていること、父に対して本件各処分について事前に家庭訪問の上説明し、父の了承を得ていることが認められる。

虐待対応の手引によれば、虐待が必ず「通告」という形で入ってくるとは限らず、一般的な「相談」の中から発見されることがあるとし、子どもの行動や性格、育児などの相談などの場合でも、虐待が潜在している可能性に留意しなければならないとされるところ（1・(2)・イ）、兄の養育に係る相談から本児らに対して手をあげるとの情報を得ており、また、兄が施設入所により親子分離し、家庭に本児が残っている状況であり、こうした場合には、残ったきょうだいへの虐待が発生する場合などに留意し、定期的な安全確認やアセスメントを行い、当該児童に虐待が行われないための指導措置を講じる必要があるとされている（同）。

これらの事情に照らすと、本児に関して、専門的な知識、技術による児童福祉司指導の必要性を認めるのが相当であるというべきであって、本件各処分を行ったことに不合理な点を認めることはできない。

したがって、本件各処分は、いずれも上記1の法令等の定めに基づき適正になされたものであるから、違法又は不当な点は認めら

れない。

3 請求人の主張についての検討

請求人は、本件各処分通知書には措置理由の記載がなく、処分理由が不明である旨を主張する。

しかし、請求人と担当職員の間で複数回の面接が行われ、その際、請求人は、担当職員から、家庭の状況を見る必要があることを理由に児童福祉司指導を行う旨の説明を受けていることが認められる。その上で、本件処分1に係る通知書には「本児の家庭での安全・安心な生活状況を確認します。」との記載があり、また、本件処分2に係る通知書には「定期通所等により、保護者が適切な養育ができていることを確認するため」との記載があることからすれば、これらの記載自体から、請求人は、本件各処分の理由を了知することができるというべきである。

したがって、請求人の主張は採用することができない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件各処分について、いずれも違法又は不当な点があるとは認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

羽根一成、加々美光子、青木淳一